

特許関係事務の概況と減量・効率化の取組

平成18年3月22日
経 済 産 業 省

- 小泉内閣の目指す「知的財産立国」実現のため、任期付審査官の増員を図りながら、目標を定めて特許審査の迅速化に取組。
- 他方、民間外注の拡大やペーパーレス化などの減量・効率化努力により世界的に見ても効率的な審査体制を実現。目標を定めて、更に効率化。
- 強力な独占的財産権付与に関する業務のため、特許審査を行っている主要国では全て、国自らが公務員により実施する体制。

1. 「知的財産立国」実現のための任期付審査官増員

- ・ 審査請求期間の短縮等による近年の審査請求件数の急増に対応するため、知的財産戦略本部（本部長：小泉内閣総理大臣）による特許審査順番待ち期間の中長期目標（平成20年:30ヶ月未満、平成25年:11ヶ月、最終的にはゼロ）の設定を受けて、平成16年度から5年間で500名程度の任期付審査官の増員に取組中。

2. 業務の減量・効率化の取組

- 先行技術調査（サーチ）の民間外注の拡大
 - ・ 世界に先駆け平成元年より実施。制度改正により平成16年度から外注先拡大中。
 - ・ 今後5年間で外注件数を約3割増とする目標。
（平成17年度：約19万件→平成22年度：約24万件）
- 業務のペーパーレス化の推進
 - ・ 世界に先駆け昭和59年度より推進。
 - ・ 特許のオンライン出願率は、97% ('05年)。
（米国：2% ('04年度)、欧州：30% ('04年)）
- 独立行政法人への業務移管
 - ・ 平成13年以降、相談業務等を独立行政法人工業所有権情報・研修館に移管。
 - ・ 既に79名の定員を移管し、来年1月にも更に34名の定員を移管予定。
- 事務系定員の一貫した削減（昭和55年度末1,022名→平成18年度末662名）
- 本年1月に特許審査迅速化・効率化推進本部（本部長：二階経済産業大臣）において「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」を策定。特許審査効率化の数値目標（審査官一人当たりの年間処理件数：22年度約1,400項（17年度見込み：約1,100項）等）を策定し、計画的に取り組んでいる。

⇒ 世界的に見ても効率的な審査体制を実現

特許審査官一人当たり年間審査件数('04)	日本:205件、米国:83件、欧州:42件
平均的な特許出願費用('05年10月末)	日本:38万円、米国70万円、欧州72万円

3. 諸外国における状況

- ・ 強力な独占的財産権付与に関する業務のため、特許審査を行っている主要国では全て、国自らが公務員により実施する体制。

特許関係事務の概況と減量・効率化の取組



平成18年3月22日
経 済 産 業 省

1. 特許庁の事業概要

特許庁では、特許法等に基づく産業財産権の付与、産業財産権を巡る紛争の早期解決等のための審判等を通じ、産業財産権の保護や活用の推進を行い、中長期的な我が国の経済活力向上の観点から、産業政策とも連携して産業の発達を推進。

なお、政府の知的財産推進計画(知的財産戦略本部(本部長:小泉総理大臣)決定)に基づき、目下、増大する特許審査請求に対応した迅速・的確な特許審査の実現等に取り組む。

(1) 審査

- 特許権(発明に関する強力かつ排他的な20年間の独占権)等について、新規性、進歩性、産業上利用可能性に加え、公序良俗違反、公衆衛生阻害要因等の観点から、その可否・適否の判断を行い、適当な場合には権利付与を行う業務、及びその審査基準の策定等の業務を実施。
- 特許協力条約に基づく国際出願の受理・予備審査、審査迅速化のための各国特許庁との審査協力(審査結果・サーチ結果の相互利用、各国でのサーチ・判断手法に関する比較・検討・調整等)等の業務を実施。

(2) 審判

- 審査の妥当性判断、権利をめぐる紛争の早期解決を目的として、準司法的手続に基づいて、審判官の合議体が行う行政審判業務等を実施(無効審判等の当事者系審判(権利付与後の審判)、拒絶査定不服審判等の査定系審判(権利付与前の審判)等)。

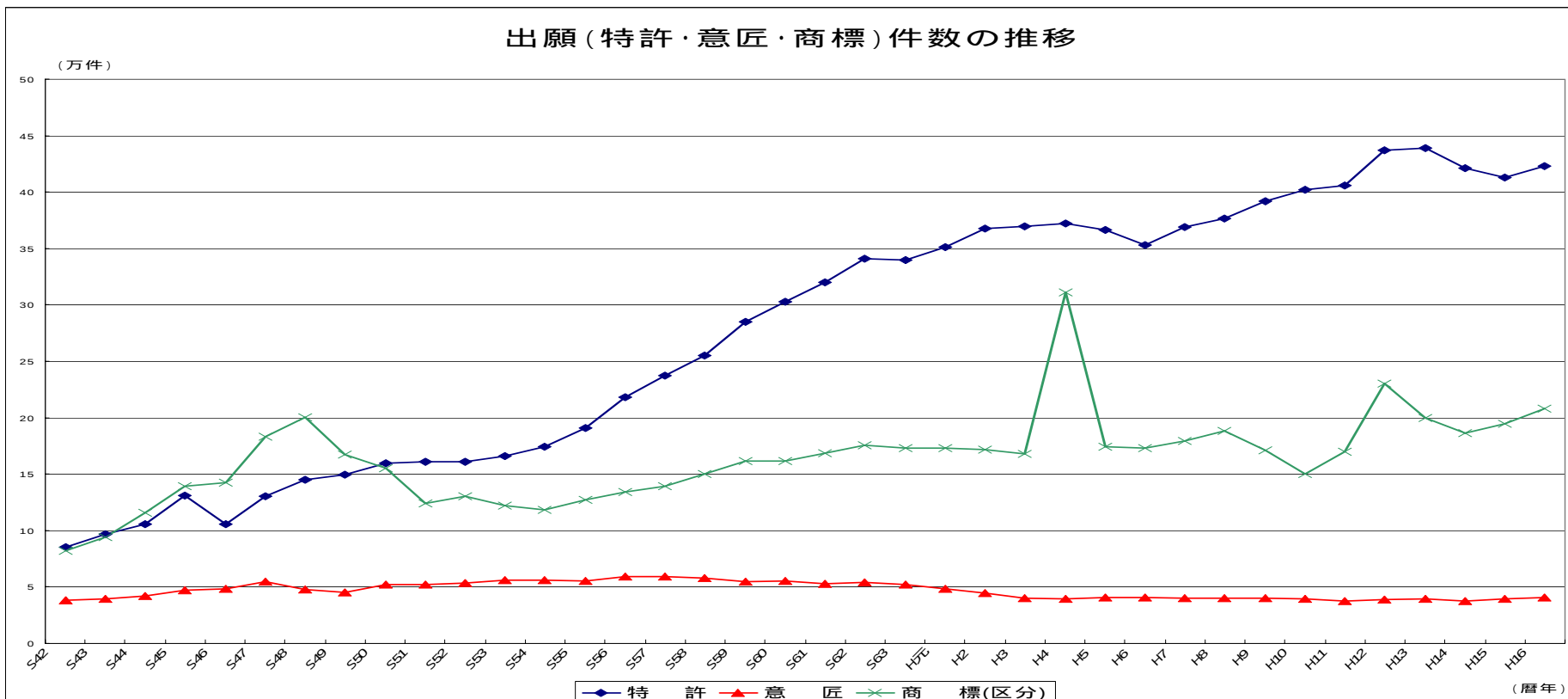
審判は裁判の一審に相当。

(3) 制度企画、国際交渉・調整、組織運営管理等

- 審査・審判等の業務と一体となっていく、法制度の企画、審査・審判処理体制の企画、法令の解釈・適用や特許制度等の国際的調和のための交渉・調整等の業務を実施。
- 審査・審判等に係る体制整備、予算、情報システム等の運営管理に関する業務を実施。
- 弁理士制度の企画、弁理士試験の実施及び弁理士の管理・監督等に係る業務を実施。

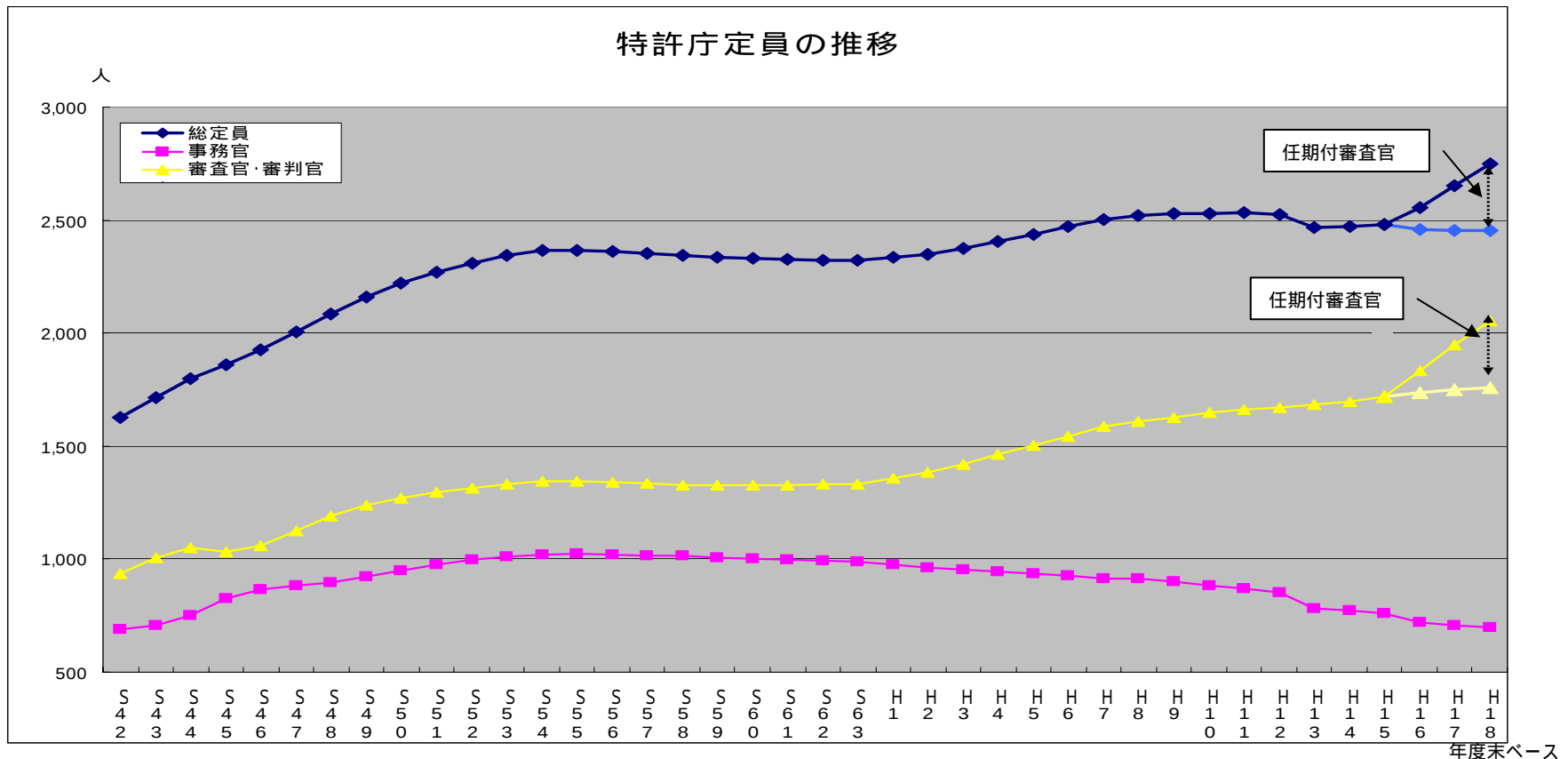
2. 特許庁の主要業務指標の推移

- 特許出願件数は概ね増加しており、昭和42年の8.5万件から平成16年には42万件と約5倍になっている。
- 特許出願件数の増大のみならず、技術の進歩による発明の難易度・複雑さの増大
技術の進歩に伴う先行技術調査(サーチ)範囲の拡大、出願1件当たりの請求項数の増大 などにより、1件の出願の処理に必要な時間や能力も加速度的に増大している。



3. 特許庁の定員の推移

- 業務量の増大に対して、先行技術調査の民間外注やペーパーレス化などの減量・効率化により対応しているが、それでも定員は全体として増加させざるを得ない。
- 特に、審査請求期間の短縮等による近年の審査請求件数の急増に対応するため、平成16年度から任期付審査官の増員に取組中(次頁参照)。
- 一方、事務官については、昭和55年度をピークとして、一貫して定員を減少させて来たところ。(昭和55年度末1,022名→平成18年度末662名)



4. 知財立国の実現と任期付審査官の増員

- 特許権の権利の早期確定は、重複研究の排除等を通じ企業の研究開発投資の収益貢献度を拡大し、また、革新的な技術を有する中小・ベンチャー企業の発展を支援するなど、知財立国による国際競争力の向上に不可欠。
- 日米欧ともに、長期化する特許審査待ち期間の短縮が課題。(図1)
- 権利の早期確定のため、平成13年10月以降出願分から審査請求期間を短縮(7年→3年)したことに伴い、審査請求件数が急増。(図2)

図1 < 審査順番待ち期間と最終審査期間 >

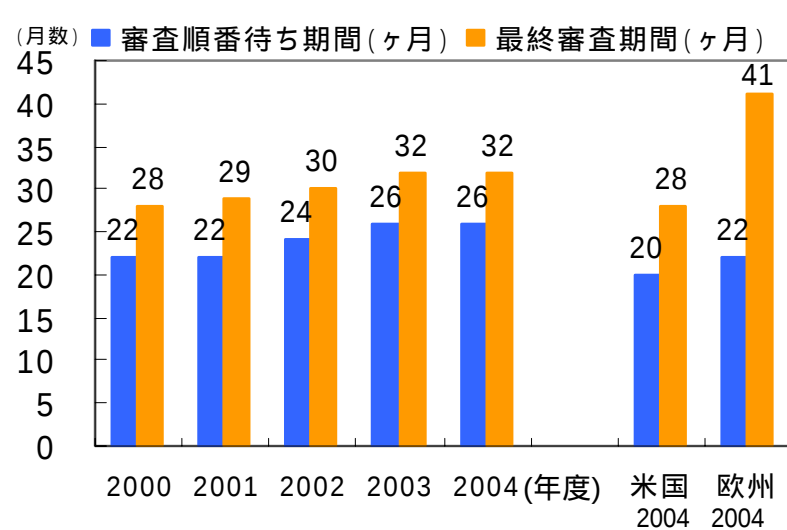
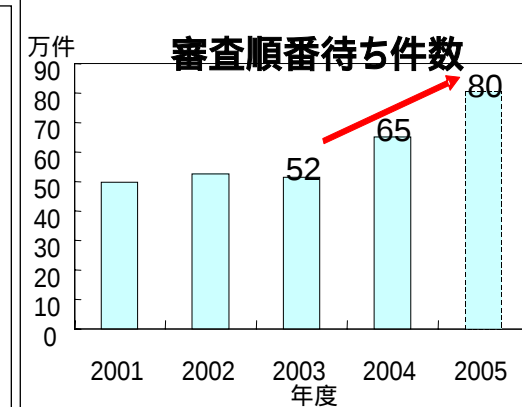
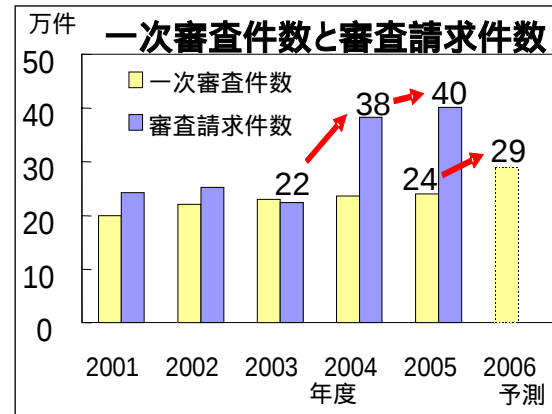


図2 < 請求期間短縮による審査請求の急増 >



(予測値)

7年請求分

3年請求分

2001年10月

5. 知財立国の実現と任期付審査官の増員

- 審査請求件数の増大に対応するため、知的財産戦略本部(本部長:小泉内閣総理大臣)は特許審査順番待ち期間の中期目標を設定。これを受けて、平成16年度から5年間で500名程度の任期付審査官の増員に取組中。

知的財産推進計画2004

(平成16年5月27日 知的財産戦略本部決定) 本部長:小泉総理大臣

- 今後審査順番待ち案件が80万件に拡大し、特許審査の順番待ち期間がピークを迎える5年後(中期目標(2008年))においても20ヶ月台に留めるとともに、10年後(長期目標(2013年))には、世界最高水準である11ヶ月を達成する。
- 上記中期・長期の目標を実現するため、2004年度から以下の施策を着実に実施する。
(特許庁の人的体制の充実)引き続き必要な審査官及び中期目標期間において必要な任期付審査官の十分な確保

経済活性化のための改革工程表

(平成16年3月11日 経済財政諮問会議)

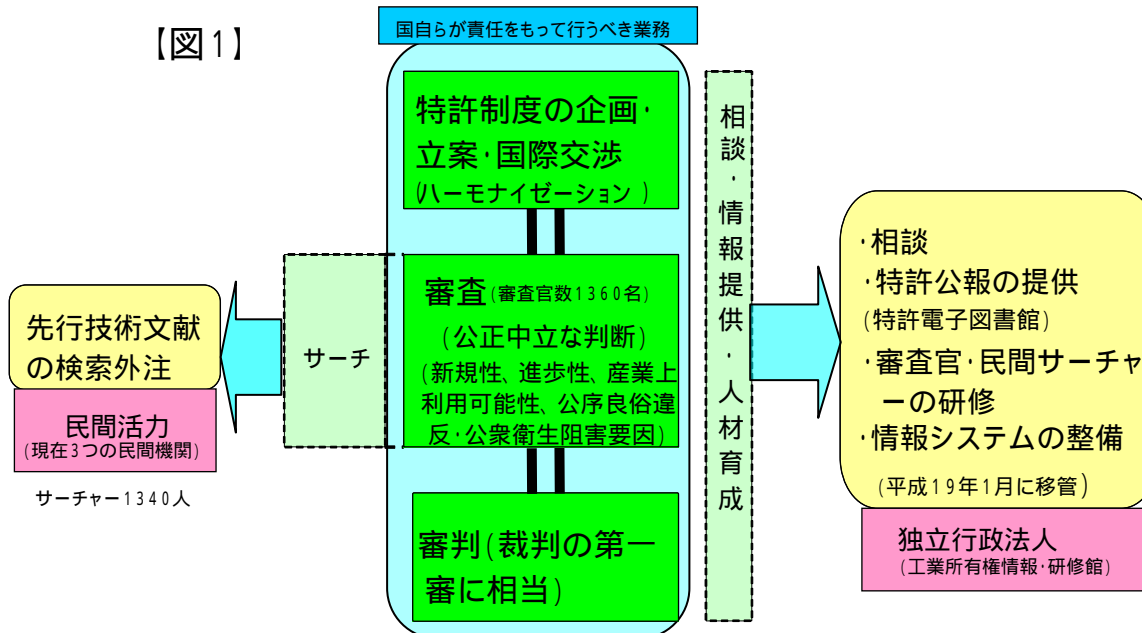
審査順番待ち案件の一掃のための臨時措置として、現時点で今後5年間で合計500名程度を想定した任期付特許審査官の大幅増員。

注)任期付審査官:最長10年の任期を定められた審査官

6. 業務の減量・効率化の取組

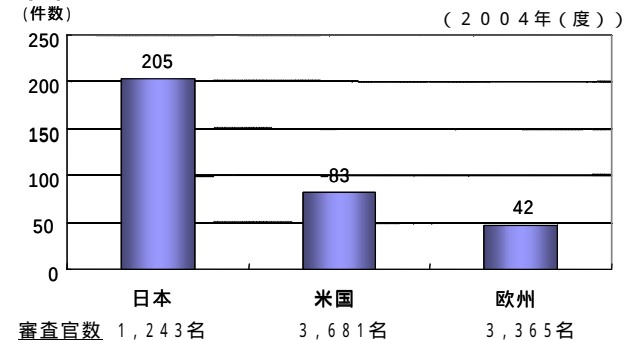
- 業務量が増大する中、特許庁としては自ら、減量・効率化に邁進。
- 先行技術調査(サーチ)の民間外注の拡大や相談・情報提供・人材育成機能の独立行政法人工業所有権情報・研修館への切り出しにより、特許庁自身は国自らが責任をもて行うべき業務に特化する形で減量するとともに(図1)、ペーパーレス化により業務を効率化。
- これらの取組の結果、欧米の2～5倍の特許審査処理の効率性と半分程度の低廉なコストを実現。世界的に見て最も効率が良いとされる審査体制を達成。(図2、3)

【図1】



【図2】

審査官1人当たりの審査処理件数



【図3】 平均的な特許出願費用

日本	38万円
米国	70万円
欧州	72万円

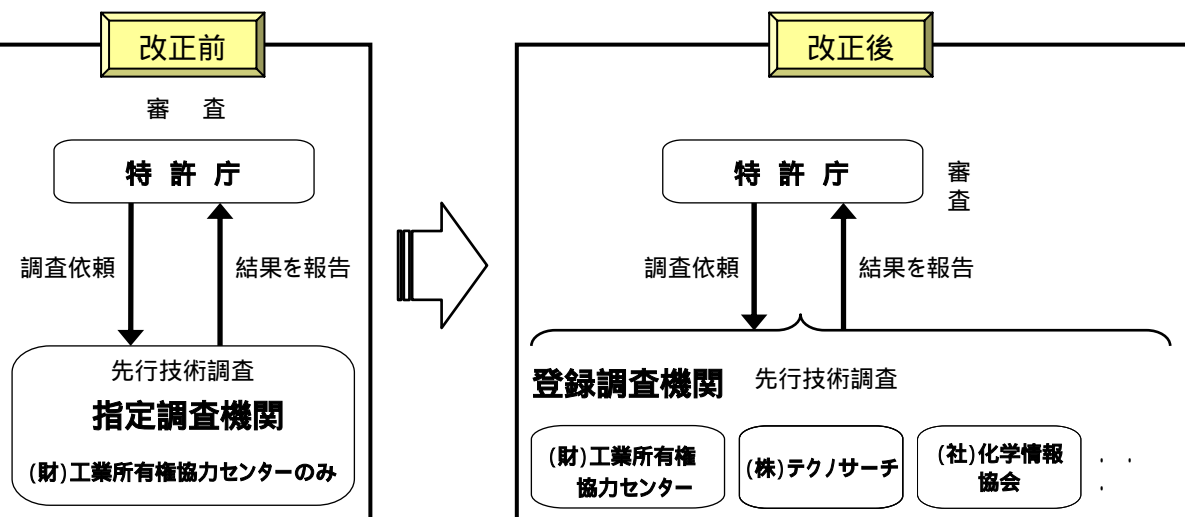
(平成17年10月現在、平均的な請求項数)

7. 業務の減量・効率化の取組 - 先行技術調査(サーチ)の民間外注の拡大

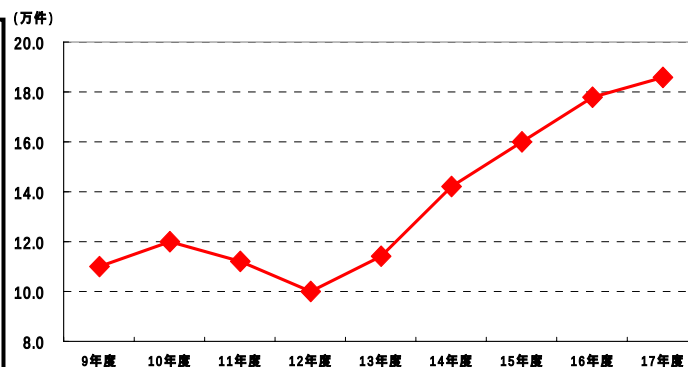
- 出願された発明に関する先行技術文献の検索、すなわち、先行技術調査(サーチ)は、審査官が発明の新規性・進歩性を判断する上で必要不可欠な過程だが、それ自体は必ずしも国自らが行う必要がないことから、我が国では世界に先駆けて平成元年度から指定調査機関への外注を実施。
- 平成16年度からは登録調査機関制度に移行し、外注先を拡大。(図1)
- 先行技術調査の外注件数は約19万件だが(図2)、更に「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」(後述)において、平成22年度までに外注件数を24万件に拡充する目標を掲げ、一層の民間活力の活用を図ることとしている。

(参考)諸外国の状況:日本以外では、韓国が1992年から実施。米国は2004年に法案が成立。今後試行を行い、議会の承認を経て本格化の見込み。

【登録調査機関制度の概要(図1)】



【先行技術調査の外注を拡大(図2)】



2004年度の外注比率は約75%
欧米では民間外注は実施していない。

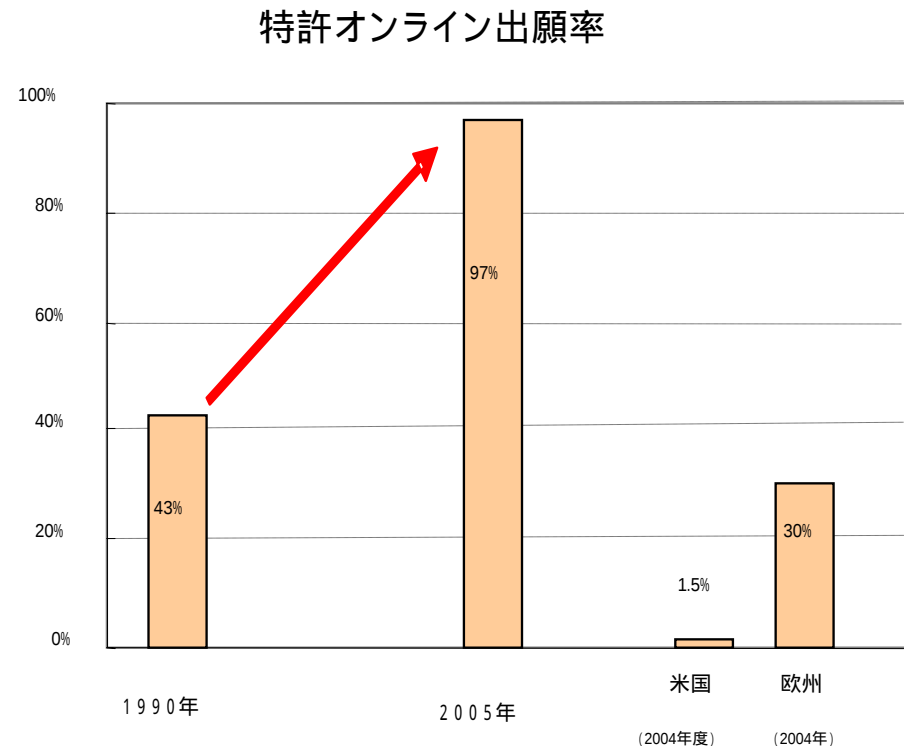
8. 業務の減量・効率化の取組 - 業務のペーパーレス化の推進

- 世界に先駆けて昭和59年度より、業務のペーパーレス化を推進。(図1)
特許のオンライン出願率において米欧を大きく引き離している。(図2)

【開発経緯(図1)】

- (1) 昭和60年1月
特許文献検索システムの運用開始
- (2) 平成2年12月
特許・実用新案の電子出願受付開始
- (3) 平成5年1月
CD-ROM公報発行開始
- (4) 平成10年4月
パソコンでの電子出願受付開始
- (5) 平成11年3月
特許電子図書館の開設
- (6) 平成12年1月
意匠・商標・国際特許出願・審判の
電子出願受付開始
- (7) 平成13年1月
出願端末をパソコンへ一本化
(専用端末の廃止)
- (8) 平成15年7月
特実基本フォーマットの国際標準(XML)化
- (9) 平成16年1月
DVD-ROM公開公報発行開始
- (10) 平成17年10月
インターネット電子出願受付開始
- (11) 平成18年1月
インターネット公報(実用新案)開始

【世界に先駆けてペーパーレスを実現し、業務を効率化(図2)】



9. 業務の減量・効率化の取組 - 独立行政法人への業務移管

- 平成13年以降、相談業務等を、独立行政法人に移管。これにより、特許庁自身は審査・審判等国自らが責任を持って行うべき事業に特化。
- 既に79名の定員を移管。来年1月にも、更に34名の定員を移管予定。

【業務移管の経緯】

- 平成13年4月
 - ・工業所有権総合情報館の独立行政法人化
 - ・特許出願に係る相談業務、特許公報等の閲覧業務等を移管(定員55名)
- 平成16年10月
 - ・対外情報サービス業務、研修業務を移管(定員24名)
 - ・名称を「工業所有権情報・研修館」に変更
- 平成19年1月
 - ・システム関連業務を移管予定(定員34名)

【目的及び業務内容】

目的	知財立国の実現に資するため、中小企業等への工業所有権関連情報の提供、人材育成等を行うことにより、工業所有権の保護及び利用の促進を図ること	
業務	平成13年4月 設立 ● 出願、審査等に係る相談 (年間6万件) ● 特許公報等の閲覧 (全国9ヶ所、年間7万人) ● 審査・審判関係資料の提供 ● 休眠特許の中小企業等による利用促進	平成16年10月 業務追加 ● インターネットによる特許情報の公開 - 特許電子図書館 - (5400万件の情報、年間6000万回の検索) ● 知的財産権関係の研修

10. 特許審査迅速化・効率化のための行動計画

- 特許審査迅速化・効率化を計画的に進めるため、本年1月に特許審査迅速化・効率化推進本部(本部長:二階経済産業大臣)において、「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」を策定し、特許審査の迅速化と効率化の数値目標を設定。今後とも、特許審査効率化を計画的に推進していく。

特許審査迅速化・効率化のための行動計画

(平成18年1月17日決定)

特許審査迅速化・効率化推進本部
(本部長:二階経済産業大臣)

< 特許審査迅速化の目標 >

一次審査件数:

18年度 約29万件
(17年度見込み:約24万件)

審査順番待ち期間:

18年度 約28ヶ月
(17年度見込み:約27ヶ月)

< 特許審査効率化の目標 >

審査官一人当たりの年間処理件数(請求項ベース):

22年度 約1400項
(17年度見込み:約1100項)

先行技術調査の民間外注件数:

22年度 約24万件
(17年度見込み:約19万件)

審査に係る直接コスト(1請求項あたり):

22年度 約2.2万円
(17年度見込み:約2.8万円)

11. 国自らが行うべき特許行政

- 特許については、

強力かつ排他的な20年にも及ぶ独占権の付与
裁判の第一審に当たる審判を実施(準司法性)
高度な技術的・法律的な専門性のみならず公序良俗違反などの判断を行うため公正中立性が不可欠

であることから、民営化や独立行政法人化はできない。

- 加えて、他の産業政策との一体的企画・運営や国際的な調整・協力を行うことが必要であることから、世界各国においても産業政策を担当する官庁において国自らが実施。

【主要先進国における特許庁の組織的位置付け】

特許庁	所属省
日本特許庁	経済産業省
米国特許商標庁	商務省
欧州特許庁	国際機関
英国特許庁	貿易産業省
ドイツ特許庁	司法省
フランス国家工業所有権庁	経済財政産業省
スウェーデン特許庁	産業雇用通信交通局
デンマーク特許庁	経済商業省
オランダ特許庁	経済省
豪州工業所有権局	産業科学観光局
ニュージーランド特許庁	経済開発省
韓国特許庁	産業資源部

12. 諸外国における特許事務の実施状況

- 特許審査を行っている主要国では全て、審査官、審判官、事務官といったいずれの職種においても公務員で実施。
- 全職員に占める事務官の比率は、我が国が一番小さい。(日本27%、米国38%、英国32%)

主要国における特許庁比較

		日本	米	EPO	英	独	仏
機関名(原語)		特許庁	United States Patent and Trademark Office	European Patent Office	The Patent Office	Deutsches Patent- und Markenamt	Institut National de la Propriete Industrielle
上位官庁		経済産業省	商務省	なし (欧州特許条約に基づく独立した行政機関)	貿易産業省	司法省	経済財政産業省
職員数		2,651名	7,363名	4,479名	979名	2,700名	800名
	審査官	1,557名	4,534名	3,518名	669名	1,100名	N.A.
	審判官	389名		133名	—	—	—
	事務官	705名		828名	310名	1,600名	N.A.
職員の身分		公務員	公務員	国際公務員	公務員	公務員	長官等の上位官庁からの出向者は公務員だが、一般職員は非公務員
業務の実施体制	審査の有無	審査主義	審査主義	審査主義	審査主義	審査主義	無審査主義
	民間への外注	外注17.8万件 (外注率75%)	無し (現在検討中)	無し	無し	無し	無し
	オンライン出願比率	97%	1.5%	30%	3%	0 (システム構築中)	20%
主要業務指標	予算	1,175億円	12.4億ドル	8.9億ユーロ	0.51億ポンド	2.2億ユーロ	1.5億ユーロ
	特許出願件数	42.3万件	35.7万件	12.4万件	2.8万件	5.9万件	1.7万件
	特許登録件数	12.4万件	16.4万件	5.9万件	1.1万件	1.7万件	N.A.

(注1) 上記データは、2005年のものを中心としつつ、一部2004年及び2003年のものも含む。

(注2) EPOは、欧州特許条約に基づく組織で、EUとは加盟国も一部異なる別組織。出願人は、EPO加盟国内の複数国において特許権を取得したい場合、権利取得したい国を指定した上でEPOに出願する。EPOでは、先行技術調査を行い、特許査定又は拒絶査定といった行政処分を行う。特許査定された出願は、指定国においてそれぞれ権利化される。フランス等から、当該国における出願案件の先行技術調査も外注されている。

(注3) フランス特許庁(INPI)は無審査主義を採用している。自国で先行技術調査や特許査定・拒絶査定といった行政処分を行わず、登録のみ行う。また、権利者が権利行使に際しては、裁判所に提訴する。従って、我が国のように法的に安定な権利性を与を行っているわけでもなく、他国の特許庁と一概に比較できるものではない。

13. 三極特許庁における特許審査官数の推移

- 近年、世界的な特許出願件数の増加に伴って、欧州特許庁、米国特許商標庁とも審査官の人数を大幅に増やしており、現在、双方とも我が国の約3倍の審査官を擁している。更に、欧米特許庁は2010年に向けて大規模な増員を予定。

